

別冊 1-2

# 令和2年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

第2編（第三次行動計画の取組）

令和2年6月  
三重県

《子ども・福祉部 拠点・修正版》

# 令和2年版 成果レポート(案)

## 第2編（第三次行動計画の取組）

### 【目次】

#### 第5章 施策の取組（子ども・福祉部主担当 6 施策）

	頁
131 地域福祉の推進	1
132 障がい者の自立と共生	5
133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	9
231 県民の皆さんと進める少子化対策	11
232 結婚・妊娠・出産の支援	13
233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	15

(参考) 用語説明 · 19

※ 本文中、「\*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

## 施策131

## 地域福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

主指標		令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値	目標達成 状況	3年度 目標値 実績値	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値
地域福祉計画を策定している市町数	の説明	目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方					
地域福祉計画を策定している市町数	の説明	18市町	19市町				29市町
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方							
目標項目の説明	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数						
2年度目標値の考え方	今後策定を検討している市町にとっての指針となるような、包括的な支援体制の整備を盛り込んだ計画が策定されるよう支援するため、令和2年度の目標値を設定しました。						

副指標		令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値	目標達成 状況	3年度 目標値 実績値	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値
目標項目	の説明	目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方					
40歳未満の自殺死亡率	の説明	14.2 (30年度)	13.6 (元年度)				12.1 (4年度)
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方							
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	の説明	8,736件 (30年度)	9,376件				10,426件
ヘルプマークを知っている県民の割合	の説明	67.0%	70.0%				85.0%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,210	4,345			
概算人件費					
(配置人員)					

## 令和2年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 藤川 和重 電話:059-224-2317】

- ①地域共生社会の実現に向け、各市町における「地域福祉計画」の策定を支援するとともに、「三重県地域福祉支援計画\*」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町とも連携しながら進めます。
- ②犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画\*」に基づき、高齢、または障がいを有することにより福祉サービス等が必要な矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に地域生活に移行し、安定した生活を送れるように支援するなど、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、増大する事業所等に対して社会的な状況に応じた重点監査項目の設定や、その他提供された情報に基づく監査優先度の設定などの工夫を行い、利用者が安心できる社会福祉施設・事業所の確保に取り組みます。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。
- ⑤災害時における福祉支援の提供に向けて、早期にD W A T\*を派遣できる体制を構築するため、関係福祉団体等と連携してD W A Tチーム員の募集、研修、訓練を行います。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民等への災害福祉支援活動の周知を行います。
- ⑥高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、誰一人取り残されずに地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成をはじめ、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。さらに、ひきこもりへの支援として、ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族への専門相談、家族教室、家族のつどいを開催するとともに、支援者の人材育成などに取り組みます。
- ⑦総合的・計画的に自殺対策を推進するため、引き続き関係機関・民間団体、市町等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組みます。また、悩みを抱える人々を相談機関につなげができるよう、I C Tを活用し相談窓口を案内するなど、積極的な周知を図ります。引き続き、県内全域で各地域の実情に応じた自殺対策が展開されるよう、市町自殺対策担当者への情報提供や人材育成等に取り組みます。

○⑧生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理の支援等による日常生活自立、社会生活自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者支援については、三重県生活相談支援センター新たにアウトリーチ\*支援員を配置し、社会的孤立状態にある方への支援に取り組むとともに、引き続き、関係機関との連携を図り自立支援に取り組みます。また、福祉事務所設置自治体に対して、地域の実情に合わせた支援員等の資質向上のための研修を実施するとともに、取組事例などの情報提供を行い、県全体で生活困窮者支援の取組が充実、強化されるよう進めていきます。

○⑨「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に沿って、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。

⑩県有施設のバリアフリー化の状況の調査・評価をふまえて、「県有施設のUD整備指針」（仮称）を作成し、誰もが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証について普及啓発を行い、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎のバリアフリー化の支援を行います。

⑪県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰靈事業に若い世代の参加を促し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承していきます。

・新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等に伴う減収により生活維持などに関する切実な相談も多く寄せられている中、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や住居を失う恐れがある方への住居確保給付金の支給などの支援に取り組みます。

また、さまざまな課題を抱える方が顕在化しつつある一方、孤立して潜在化している状況も懸念されるため、相談支援包括化推進員等による支援体制の構築に注力することに加え、アウトリーチ手法を用いた支援を行います。

さらに、心身の健康問題も重なり、自殺リスクが高まりかねない状況もふまえ、電話による相談体制を拡充し、自殺対策に取り組みます。

\*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策132

## 障がい者の自立と共生

【主担当部局：子ども・福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

主指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,644人	1,787人				2,128人

### 目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方

目標項目 の説明	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）
2年度目標値 の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえ、目標値を設定しました。

副指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	13,437人	14,017人				16,143人
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人數	—	70人				70人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	15,757	16,401			
概算人件費 (配置人員)					

令和2年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 藤川 和重 電話 059-224-2317】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、多様性を認め合い、生きがいおよび安心を実感できる共生社会づくりのための障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。また、同プランが最終年度を迎えることから、これまでの取組をふまえ、令和3年度から令和5年度を計画期間とする次期プランの策定に取り組みます。
- ②障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスの確保を図るとともに、令和2年度社会福祉施設等整備方針に基づき、グループホーム等の整備促進に取り組みます。また、障がい福祉分野の人材支援のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等導入に対する支援に取り組みます。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズチーム機能推進等の多職種連携・人材育成や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口\*の運営支援を行うとともに、民間企業への営業活動の強化や啓発等により受注拡大を促進します。また、障害者優先調達推進法に基づく令和2年度調達方針を策定し、調達目標額達成のために各部局と連携し、発注内容の切り分けや新たな発注の開拓など発注内容の多様化を進め、一層の調達拡大を図ります。
- ⑤障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、三重の農福連携等推進ビジョンに基づき、全国都道府県ネットワークや民間協議会と連携しながら、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することにより、農林水産事業者等における施設外就労など、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。また、ノウフク商品の開発や販路拡大、ノウフクJAS\*の認証取得に向けた取組を促進します。さらに、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、農作業を通じた就労や社会参加に向けた支援に取り組みます。
- ⑥障がい者の地域生活を支援するため、専門的・広域的な相談支援を地域の相談支援と連携して行うことで、市町における相談支援提供体制構築と強化を図ります。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいて研修の充実を図るとともに、研修の実施方法を見直し、受講希望が多い研修の複数回開催や津市以外の地域での開催等、研修機会の拡大を図ります。また、市町における基幹相談支援センターの設置促進と機能強化への支援により、地域における人材育成体制づくりを推進し、相談支援専門員の人材育成と相談支援の質の向上に努めます。
- ⑦「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\*」の構築に向けて、アウトリーチ\*事業やピアサポート\*を活用した地域移行・地域定着支援の取組について、実施圏域の拡大に努めるなど、さらなる事業の充実を図ります。また、依存症対策として、アルコール依存症の自助グループと治療拠点機関等による連携した早期介入の取組や、治療拠点機関と専門医療機関との連携による人材育成および効果的な啓発を行います。さらに、ギャンブル等依存症対策として有識者会議を設置し、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定します。

○⑧障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、障がい者差別解消専門相談員による相談対応、紛争解決を図るための体制整備を進めます。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。

⑨障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障害者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。

⑩「三重県手話施策推進計画」に基づき、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現に向けて、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行います。また、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。

○⑪障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者団体等と協働して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり、地域における芸術文化活動の情報収集・発信等を行う「三重県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）」を新たに設置します。また、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室の開催など、障がい者が生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めます。

・新型コロナウイルス感染症への対応として、マスクや消毒液の確保・提供、障害者支援施設の多床室の個室化や障害福祉サービス事業所のテレワーク導入などに対する支援、三重県聴覚障害者支援センターへの遠隔手話通訳システムの導入等に取り組みます。

また、感染症拡大により障がい者の就労活動や就労支援事業所の運営等に影響が生じていることから、工賃向上支援コンサルタントによる経営改善指導のほか、県の障がい者優先調達の拡充や市町の取組促進による支援などに取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	14 市町	20 市町				29 市町
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数					
2年度目標値の考え方	早期に全市町で児童虐待の早期対応力強化が図られることをめざし、子ども家庭総合支援拠点の設置状況や、スーパーバイザーやアドバイザーの活用状況をふまえ、令和2年度の目標値を20市町と設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8 事業	11 事業				16 事業
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	29.4%	30.0%				35.0%

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,169	4,530			
概算人件費					
(配置人員)					

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメント\*のさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。また、ニーズアセスメントツール\*の精度を高めることにより、児童虐待の再発防止や家族再統合を進めます。
- ②令和4年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ③市町をはじめとする関係機関との連携強化および情報共有を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。
- ④多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- ⑤「三重県社会的養育推進計画\*」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォースタッキング\*体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- ⑥「三重県子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子ども虐待防止啓発月間」を中心とした啓発活動を実施し、児童虐待防止に対する機運の醸成を図ります。
- ⑦施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- ⑧児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
- ・新型コロナウィルス感染症の影響もふまえ、児童養護施設等へマスク等の防疫資材を配布とともに、運営体制の確保に向けた支援などを行います。
- また、学校の臨時休業等に伴う生活環境の変化で子どもや保護者がストレスを抱える結果として、児童虐待の増加が懸念されているため、要保護家庭等について市町や学校などと連携して子どもの見守りを継続し、児童虐待の未然防止に取り組みます。

\*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策231

## 県民の皆さんと進める少子化対策

【主担当部局：子ども・福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

主指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	7.6%	8.1%				11.2%
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部雇用対策課実施）において、育児休業を取得した男性従業員の割合					
2年度目標値の考え方	国が掲げている第3次少子化社会対策大綱における数値目標「男性の育児休業取得率13%」を「第二期子どもスマイルプラン」の最終年度（令和6年度）の目標値とし、この目標達成に向けて設定しました。					

副指標		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	—	105 企業・団体				160 企業・団体
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	11市町				29市町
「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業・団体数	82 企業・団体	120 企業・団体				180 企業・団体

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	223	267			
概算人件費					
(配置人員)					

### 令和2年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 中澤 和哉 電話:059-224-2317】

- ①令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランに基づき、さまざまな主体と協創し、「縁」を育みながら取組を進めるため、企業、団体および関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成や、ウェブサイトの活用をはじめとした情報発信をさらに進めるとともに、国の制度等を活用した市町の取組を支援し、目標達成に向けてP D C Aサイクルを回しながら進行管理を行います。
- ②全ての子どもが豊かに育つことのできる社会の実現をめざしている「みえの子ども応援プロジェクト」の取組を、「みえ次世代育成応援ネットワーク」加盟企業・団体をはじめとしてさまざまな主体と連携して進めるとともに、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施します。また、野外体験保育の普及を関係機関と連携して進めます。さらに、三重県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査の実施や、青少年のインターネットの適正利用が進むよう啓発活動を進めます。
- ③地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県P T A連合会等と連携し、保護者同士のつながりを作るためのワークショップを開催します。
- ④男性の育児参画をより一層推進するため、引き続き「みえの育児男子プロジェクト」による普及啓発や情報発信、ネットワーク作りに取り組みます。また、男性従業員の育児休業の取得促進等に資するイクボスの取組がさらに広がるよう県内企業・団体に働きかけを行います。
  
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止として実施された休校措置に伴い「こどもほっとダイヤル」への相談件数が増加傾向にあるなど、子どもたちの不安が増していることをふまえ、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などと連携し、子どもの不安解消の取組を引き続き進めます。また、企業や団体が新型コロナウイルス感染症に対応する中、男性従業員の育児休業取得に対する環境の変化も想定されることから、感染症の状況を適切に把握し、経済状況や雇用環境に応じて、企業や団体と連携して男性の育児参画の促進に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策232

## 結婚・妊娠・出産の支援

【主担当部局：子ども・福祉部】

## 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

目標項目	主指標		目標達成状況	目標値実績値	目標値実績値	目標値実績値
	令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値				
母子保健コーディネーター養成数（累計）	169人	190人				270人

## 目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方

目標項目の説明	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数
2年度目標値の考え方	市町において母子保健を担当している保健師が、母子保健コーディネーターとして従事可能となるよう令和5年度の目標値を270人とし、目標達成に向けて毎年度着実に養成していくことをめざし、目標値を設定しました。

目標項目	副指標		目標達成状況	目標値実績値	目標値実績値	目標値実績値
	令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値				
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	25企業・団体	31企業・団体				64企業・団体
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	51.0%				60.0%
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町	22市町				29市町

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	1,037	980			
概算人件費					
(配置人員)					

- ①子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、ライフプラン教育に携わる養護教諭や保健師等を対象とした研修会や講演会を開催するとともに、パンフレットやウェブコンテンツを提供するなど普及啓発に取り組みます。また、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制を整備し、計画していない妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待を予防するため、電話相談「妊娠SOS『妊娠レスキューダイヤル』」を実施するとともに、SNS等を活用した相談機能の拡充を行います。
- ②結婚を望む人のニーズに応じた出会いの機会の情報提供を行うため、市町や企業、団体等が行う、多様な出会いの場づくりの支援を行うとともに、近隣市町が連携した取組、従業員の出会いや結婚を応援したい企業と出会いイベントを実施する団体が連携した取組など、さまざまな主体が連携し各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がるよう支援を行います。
- ③特定不妊治療費（男性不妊治療含む）助成による経済的負担の軽減を図るとともに、不育症治療など県独自の不妊治療助成事業に取り組む市町を支援します。また、不妊専門相談センターにおける電話相談、面接相談を実施するとともに、相談時間の延長など相談体制のさらなる充実に取り組みます。
- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、労使や医療関係者等と連携して不妊治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を図るとともに、相談しやすい環境の整備に向けて当事者支援を行います。また、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ⑤小児、思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊娠性温存治療\*に対し助成を行います。
- ⑥県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、「子育て世代包括支援センター」の設置をはじめ、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすための検討を関係者と協力して行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等の中止により、結婚を望む人の出会いの機会が減少していることから、丁寧な相談対応を継続するとともに、感染症収束後には多様な出会いの機会を提供できるよう、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- また、妊婦の方々の不安解消に向けて、感染症対策に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実など寄り添った支援を行います。
- さらに、不妊治療費助成を受けるための要件緩和などを行うとともに、不妊治療と仕事の両立について、企業経営への影響もふまえつつ、理解を進めるための効果的な手法を検討して取り組みます。

\*「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策233

## 子育て支援と幼児教育・保育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

## 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

主指標							
目標項目	令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数	109人	0人				0人	
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方							
目標項目の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数						
2年度目標値の考え方	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」に基づき、県内市町が作成した同プラン実施計画においても、令和3年4月1日時点で待機児童を解消する計画となっているため、令和2年度の目標値を0人としました。						

副指標							
目標項目	令和元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	4,163人	6,000人					11,000人
放課後児童クラブの待機児童数	55人	37人					0人
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	11市町					22市町
「C L M*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	57.4%	58.5%					67.5%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	22,769	25,546			
概算人件費 (配置人員)					

## 令和2年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 中澤 和哉 電話 059-224-2317】

- ①第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画\*」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」について、制度が円滑に進められるよう、窓口である市町や保育所等に対して、要した費用の一部負担や丁寧な相談支援等を行っていきます。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付等を行い、市町や高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、「保育士・保育所支援センター」のウェブサイトを活用して、きめ細かな情報発信等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- ③保育所におけるＩＣＴ等を活用した作業負担の軽減、効率化等の取組を支援することで、早期離職の防止等による保育士の人材確保を図ります。また、工夫しながら働きやすい職場環境づくり等を進める取組に対する表彰制度を創設し、保育現場のモチベーション向上に取り組むとともに、保育士が保育業務に専念することができる労働環境の整備を促進し、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④教育委員会に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを派遣して市町と連携しながら各園における教育・保育に助言・支援するとともに、幼児教育アドバイザーや県の取組に助言を行う幼児教育スーパーバイザーを配置し、関係部局が連携・協力して、県内すべての幼稚園・認定こども園・保育所において、質の高い幼児教育・保育が行われるよう取り組みます。また、就学前の子どもの生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育\*の充実に向けて、医療機関や保育所等における施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、取組の促進を図ります。あわせて市町が地域の実情に応じて実施する子育て支援の取組を促進します。
- ⑥私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう支援していきます。
- ⑦就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑧「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組みます。また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、体制整備に係るノウハウの提供や地域の子どもの貧困対策に関わる人材育成を行うなど取組を進めます。さらに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行います。

- ⑨「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ⑩ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介や情報提供、学習支援に取り組む団体間の交流を図ります。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- ⑪家庭の経済状況に関わらず、私立高等学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成するため、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人に対する助成を行います。
- ⑫高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。また、奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、隨時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対して一部前倒し給付できる制度とします。あわせて、修学奨学金の緊急貸付や授業料の減免を引き続き実施します。
- また、小中学校における「新入学学用品費等」の入学期支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況を把握するとともに、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行います。
- ⑬県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申込みの際のアセスメントの強化や、地域の医師を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- ⑭途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、保育所や放課後児童クラブ等に対して、市町等と連携して適切な感染防止策に関する助言や支援を行うとともに、保育士や指導員、給食調理員等が使用するマスクや消毒液などの感染防止に必要な物品の優先供給に努めます。
- また、減収等の影響を受けるひとり親家庭に対する支援を行うとともに、食を通じた子育て家庭への支援に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。



## 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

第1章	：第1編 第1章に掲載されています。
三桁の数字+①	：第1編 第2章の該当する番号の施策（第二次行動計画）の取組に掲載されています。
行政運営〇+①	：第1編 第3章の該当する番号の行政運営（第二次行動計画）の取組に掲載されています。
三桁の数字+②	：第2編 第5章の該当する番号の施策（第三次行動計画）の取組に掲載されています。
行政運営〇+②	：第2編 第6章の該当する番号の行政運営（第三次行動計画）の取組に掲載されています。
第7章	：第2編 第7章に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
C L M (Check List in Mie)	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなろ学園）が開発したアセスメントツール。	第1章 233① 233②
D M A T (ディーマット)	(Disaster Medical Assistance Team) 災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	112① 131① 112②
D P A T (ディーパット)	(Disaster Psychiatric Assistance Team) 大規模災害等の後に被災者及び援者に対して「精神科医療及び精神保健活動の支援」を行うための精神科医、看護師等で構成された専門的な災害派遣精神医療チーム。	131① 112②
D W A T (ディーワット)	(Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム) 災害時に避難所で生活をおくる高齢者や障がい者等（要配慮者）の福祉ニーズへの的確に対応し、要配慮者の状態悪化を防止するため、福祉専門職等で構成された災害派遣福祉チーム。	112① 131②
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	医師、看護師等で構成される多職種チームが、家庭等を訪問し、医療等のサービスを提供することにより、精神障がい者等の地域での生活を支援すること。	131① 131② 132②
アドボカシー	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁すること。	234①
イクボス	職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司（経営者、管理職等）のこと。	231① 233①
か行		
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るために、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	131① 132②
個室可動型ナーシングルーム (mamaro：ママロ)	設置工事不要の可動型完全個室で、内部にソファーや電源などの設備もある授乳・おむつ替えスペース。	231①
子ども・子育て支援新制度	すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域子育て支援の「質」「量」の拡充を図るために、市町村を実施主体として事業を推進し、社会全体で子ども・子育て家庭を支える制度。平成27年4月から本格施行。	233①
さ行		
出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目がない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するため、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	232①
スーパーバイズ	各地域ネットワーク単位で医療及び福祉等の関係者で構成するスーパーバイズチームが医療的ケア児・者の生活を支える関係職種に対する助言指導を行うアドバイス（支援者支援）機能と、地域の状況把握や地域で不足している事業所等の課題に対する助言指導を行うコンサルテーション（地域づくり）機能を併せ持った機能をいう。（三重県独自の取組）	131① 132②
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、各地域の医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステム。	131① 132②

単語（事項等の名称）	解説	掲載箇所
全国健康福祉祭（ねんりんピック）	昭和63年から毎年開催されている、60歳以上の方を中心に、スポーツや団体などの交流大会や、美術展、音楽文化祭などの様々なイベントを通じて、地域や世代を超えて交流を深めることができる健康と福祉の総合的な祭典のこと。	132①
な行		
ニーズアセスメントツール	児童虐待のケースのうち、一時保護し、家庭復帰となるケースについて、的確な在宅支援を行っていくための判断基準。	133② 第7章
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。	123① 232① 232② 第7章
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	131①
ノウフク J A S	「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しするために定められた、障がい者が生産行程に携わった食品の日本農林規格（J A S）。	132②
は行		
ピアソーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることなどで、回復を支援するソーターのこと。	第1章 131① 132②
病児・病後児保育	保護者が、仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病気中（病児）や病気回復期（病後児）にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的に保育すること。	233① 233② 第7章
フォースタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	234① 133② 第7章
ま行		
三重県家庭的養護推進計画	児童養護施設及び乳児院の小規模グループケア化及び地域分散化並びに里親など家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた、平成27年度から15年間の計画。	234①
三重県子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	233① 233②
三重県再犯防止推進計画	再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項を定めた計画。	132① 131②
三重県社会的養育推進計画	改正社会福祉法に基づき取りまとめられた提言「新しい社会的養育ビジョン」の理念を具現化した都道府県が定める計画	234① 133② 第7章
三重県地域福祉支援計画	地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項などを定め、市町における地域福祉が推進されるよう、市町の取組を支援していくことを内容とする計画。	132① 131②
みえ 子ども スマイルネット	「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の分野ごとに、切れ目のない支援や取組をわかりやすく情報発信することを目的として、平成27年2月に開設された少子化対策総合ウェブサイト（愛称：「みえ子どもスマイルネット」）。スマートフォン等のスマートデバイスに対応。	231①
みえの育児男子プロジェクト	「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。	231① 231② 第7章
ら行		
リスクアセスメントツール	児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護の検討の要否についての判断基準を明確化したもの。	234① 133②